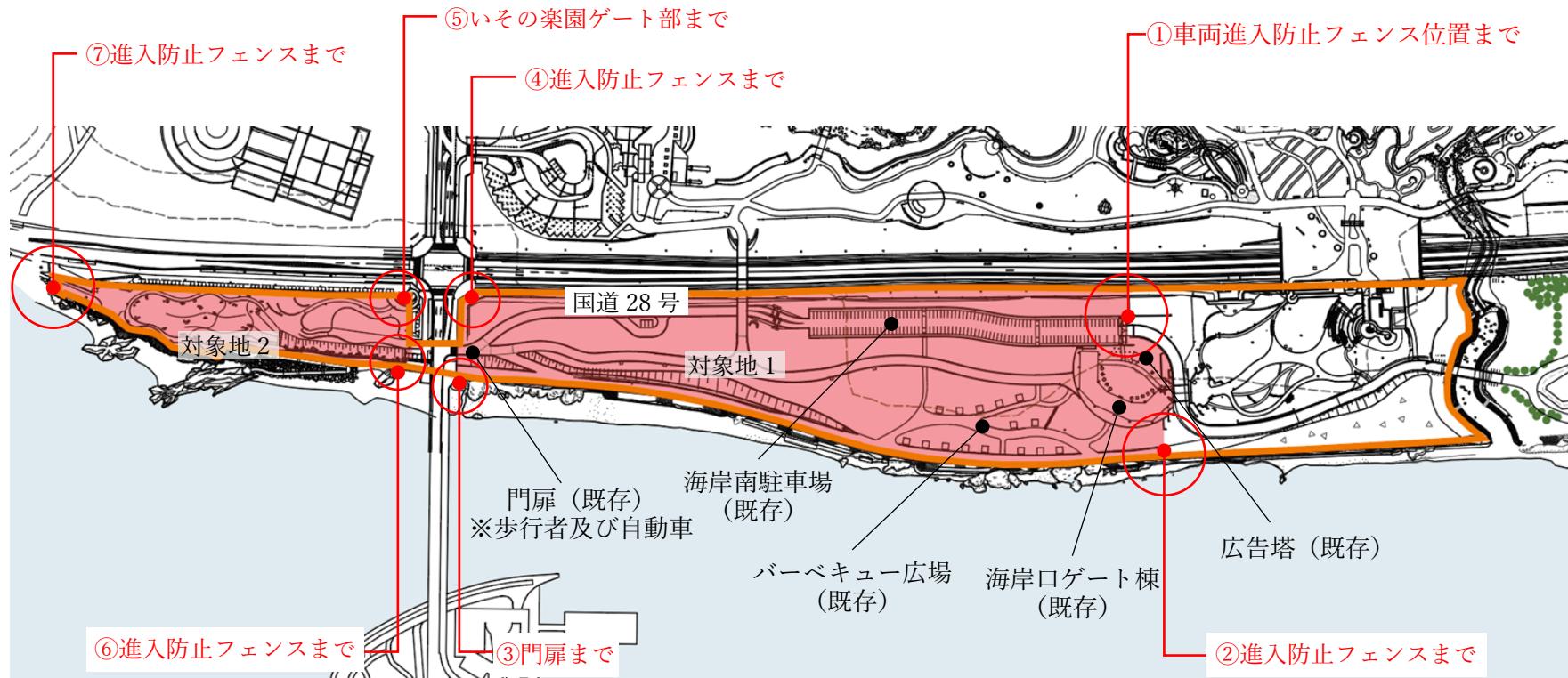


【別図1：アウトドアベース現況図及び管理範囲図】

: アウトドアベース : 民活対象エリア



【民活対象エリア管理範囲】

(対象地1)

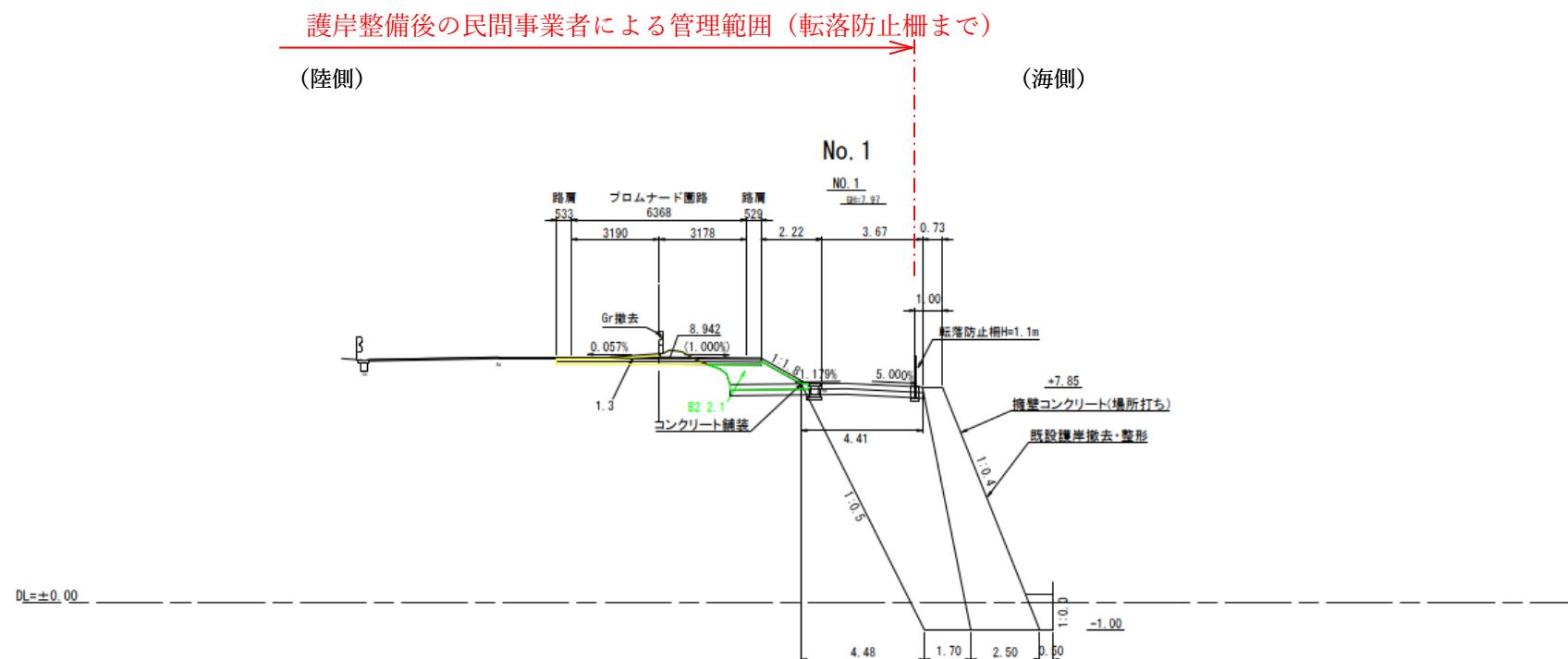
- ①～②車両進入防止フェンスからシースケープフィールドへの車道まで
- ②～③プロムナード、作業用車両動線を含む護岸部まで  
※工事により一定期間使用不可（別図3参照）
- ③～④歩道より6m位置のフェンスまで
- ④～①国道28号沿いのフェンスまで

(対象地2)

- ⑤～⑥歩道沿いのフェンスまで
- ⑥～⑦作業用車両動線を含む護岸部まで ※スロープは含まない
- ⑦～⑤歩道より6m位置のフェンスまで

【別図1（参考）：管理範囲（標準断面図）】

標準断面図（別図1②付近）



※管理範囲は図に示すとおり、転落防止柵までが対象です。

※護岸の補修は管理範囲外とします。（なお、護岸を含めた管理区域周辺の点検確認は、業務に含めるものとします。）

【別図2：建築物、工作物の高さについて】

◎対象地1：建築物、工作物の高さについては、地盤（至近の通路やプロムナードレベル）から、6m若しくは3m（下図赤枠内）を超えないものとします。

◎対象地2：建築物、工作物の高さについては、地盤（至近の通路やプロムナードレベル）から3mを超えないものとします。



「ダイバーシティ&インクルージョン」  
の考え方配慮した公園づくり

【別図3：アウトドア・ベース整備案】

文化交流ゾーン、夢舞台等からの眺望を保全



眺望や見通しに影響を及ぼす植物や植物同士又は施設への重なりがある植物の間引き・剪定等適切な植物管理

「いその楽園」においては、磯に触れ、海辺の生きものを観察できる環境を活かしたイベント開催等を継続



- ・(国が整備) 洗掘を受けている護岸の整備を継続
- ・(国が整備) 遮るものがない海辺の眺望を楽しみながら散策できる園路を海沿いに整備



園内に飛来してくる野鳥等の生きものの生息環境に配慮した植物管理

- ・オープンスペースの確保、芝生広場、クロマツ・ハマボウ・ツワブキ等の淡路らしい植物、海が良く調和する海辺の景観の継承
- ・隣接エリアとの連続性への配慮



：民活対象エリア

：護岸改修箇所

：護岸沿い園路・防護柵整備箇所

：しおさいプロムナードルート

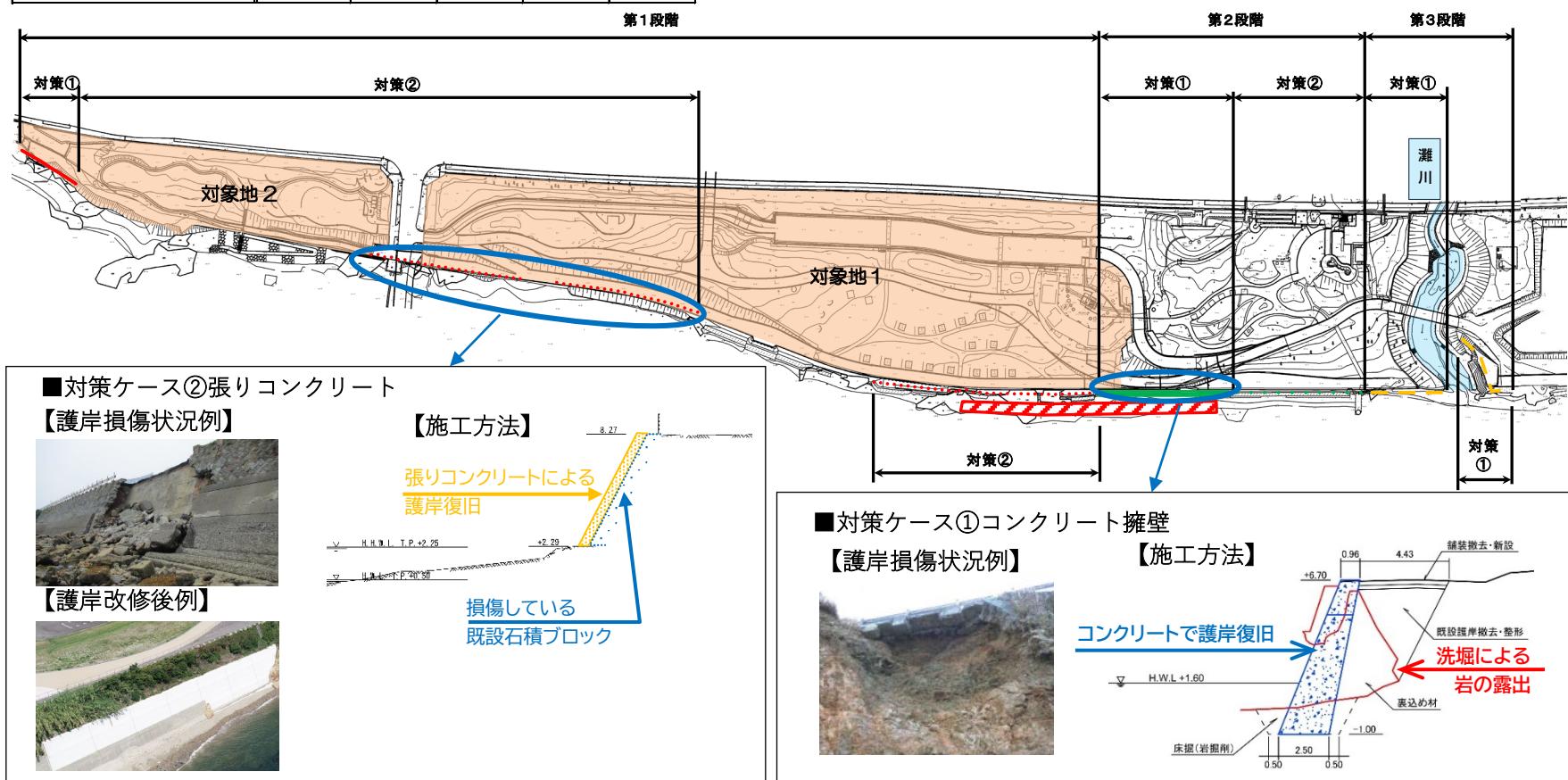
：しおさいプロムナード整備予定区間

※海岸ゾーンと文化交流ゾーンに連結する始点及び終点を結ぶ幅員 6.0～6.5m のプロムナードを国が整備  
※民間事業者との協議により線形について確定

【別図4：護岸改修工事整備イメージ】

施工予定（年度）	R7	R8	R9	R10	R11
第1段階		■			
第2段階			■		
第3段階				■	■

- 対策①コンクリート擁壁
- ..... 対策②張りコンクリート・石積目地補修等
- / / / 仮設マウンド
- 民活対象エリア



【別図5：既存海岸口ゲート棟】

